

県北広域振興局長告示第32号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年5月29日

県北広域振興局長 南 敏 幸

介護予防通所リハビリテーション

| 介護保険事業所番号 | 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|------------|----------|------------------|------------|
| 0353280019 | 社団医療法人藤悠会 | こずやサンプルク | 二戸郡一戸町小鳥谷字野中21番地 | 平成30年4月30日 |